

特定施設入居者生活介護

現状・課題

1. 特定施設入居者生活介護の現状

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。【参考資料P 1】
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。 【参考資料P 1】
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム（ケアハウス） ③ 養護老人ホーム※ 「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。
- 有料老人ホームについては、入居定員数は約46万人、施設数は約1万2千施設となっている。そのうち、特定施設入居者生活介護の多くを占める介護付き有料老人ホームについては、入居定員数は約23万人、施設数は約4千施設となり、増加傾向にある。特定施設入居者生活介護の受給者数も、増加傾向にある。 【参考資料P 3～5】
- 特定施設入居者生活介護は、要支援から要介護5まで、また、認知症の方も含め、幅広い状態の方が利用しており、その中で、要介護3から5までの要介護者の割合は4割を超えている。【参考資料P 7】

現状・課題

2. 特定施設入居者生活介護の看取り及び医療対応

- 近年は在宅医療が推進される中、特定施設入居者生活介護において、医療処置を要する入居者数は、1施設当たり平均5.4人となっており、医療ニーズがある人の受け入れに積極的に取り組んでいる施設も存在している。【参考資料P9】
- また、終の住まいとして、退去理由のうち半分以上が死亡による契約終了となっており、看取り介護加算の算定日数も増加傾向にあるなど、看取りに積極的に取り組む特定施設入居者生活介護は増加傾向にある。【参考資料P10、11】
- 看取りについては、職員体制が手厚い施設ほど看取りに取り組んでいる傾向があり、さらに、亡くなる2週間前に悪化した症状では、「口腔内乾燥」「発熱」「むくみ」「呼吸苦」などがみられ、行ったケアのうち、医療的ケアとしては「点滴」や「頻回のたんの吸引」がみられる。【参考資料P13】

現状・課題

3. 短期利用特定施設入居者生活介護について

- 平成24年度介護報酬改定において、特定施設入居者生活介護におけるショートステイ利用が可能となり、その算定に当たって、特定施設入居者生活介護としての性質を保持するために、利用者が特定施設の定員の10%以内とするよう基準が設けられた。
- 平成27年度介護報酬改定においては、ショート利用をするために課されていた、定員の80%が利用されているとの要件を廃止等したが、利用者を定員の10%以内とする基準は存置された。
【参考資料P15】
- これに対し、その後、規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）においては、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討し、結論を得ることとされている。
【参考資料P16】

特定施設入居者生活介護

論点

- 特定施設入居者生活介護は、幅広い状態の入居者を受け入れられる住まいサービスであり、要支援から中重度者の要介護者や、医療ニーズがある方、看取り対応が必要な方まで様々な状態の利用者を受け入れている実態を踏まえ、特定施設入居者生活介護における介護報酬上の評価のあり方についてどのように考えるか。
- 特定施設入居者生活介護における短期利用（ショートステイ）について、有効なサービス利用を図るために、「短期利用の入居者の数は、特定施設入居者生活介護の入居定員の10%以下」としている要件のあり方について、どのように考えるか。